

2026年3月31日

各位

会社名 株式会社 ブイキューブ
代表者名 代表取締役社長 間下 直晃
(コード番号：3681 東証プライム)
問合せ先 取締役 CFO 山本 一輝
(TEL. 03-6625-5011)

上場廃止基準抵触による当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込み 及びスポンサー基本契約締結のお知らせ

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場における上場維持基準のうち純資産基準について適合しない状態となっており改善期間に入っておりますが、2026年3月31日付け「営業外費用、特別損失の計上及びその他有価証券評価差額金の増加並びに業績予想と実績との差異に関するお知らせ」及び2026年3月31日付け「2025年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」で公表したとおり、当社は、2024年12月期に引き続き、2025年12月期についても債務超過（純資産の額が正の値でないことをいいます。以下同様です。）となりました。その結果、有価証券上場規程501条1項2号dに定める基準（上場会社の事業年度の末日において純資産の額が正であること）に適合していない場合において、当社株券は、有価証券上場規程第601条第1項第1号に定める上場廃止基準に抵触するおそれがあります。また、2026年3月31日付け「2025年12月期有価証券報告書提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）の指定の見込みに関するお知らせ」記載のとおり、2025年12月期有価証券報告書に関し、提出期限である2026年3月31日までに提出できない見込みとなりました。本日、このため、当社株券は監理銘柄（確認中）に指定されることとなりました。また、当社が提出する有価証券報告書によって東京証券取引所により二年連続で債務超過であることが確認された場合には、当社株券は整理銘柄に指定されることとなります（有価証券上場規程第609条）（なお、この事象との関係での上場廃止予定日は、有価証券上場規程第607条・同施行規則第603条第1号に基づき、改善期間の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日である、2026年7月1日（水）の予定です。）。

このような状況下において、当社株主の皆様への影響をできる限り抑制する観点から、当社は、本日の取締役会において、株式会社日本革新投資（以下「J-INC」といいます。）との間で、スポンサー基本契約を締結いたしました。今後当社では、マーケット・チェックの最終確認を経て本年6月開催予定の当社臨時株主総会にお諮りした上で、スポンサー基本契約に規定された前提条件が全て充足され、J-INCとの間で法的拘束力のある最終契約を締結することを条件に、以下のとおり、J-INCが設立するSPC（以下「本SPC」といいます。）に対する第三者割当を行い、株式併合を行って当社を本SPCの完全子会社とする取引（以下「本件取引」といいます。）を実行して、純資産の状況の抜本的な改善を果たすと共に、既存借入の圧縮等、財務状態の改善に努め、当社の再建を目指すことを計画しております。

株主の皆様には多大なるご迷惑をおかけすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

スポンサー基本契約において合意された経済条件は以下のとおりであり、その詳細は、当社及びJ-INCが2026年4月末から5月初旬にかけて別途締結することを目指す法的拘束力ある最終契約（以下「本最終契約」といいます。）において合意されます。スポンサー基本契約の詳細については後記「2（2）J-INCとの間のスポンサー基本契約の内容」をご参照ください。

- ① 当社は、J-INCが設立する本SPCに対して、第三者割当の方法で、本最終契約において合意する種類及び内容の株式（但し、当社普通株式と同一の内容ではない、議決権のある種類株式とし、その内容には普通株式を対価とする取得請求権や取得条項は定めないものとする。以下「対象株式」という。）を発行する（以下「本第三者割当」という。）。本第三者割当の割当価格（以下「本払込金額」とい

う。)は対象株式1株当たり28.4円(総額2,000百万円)を想定している。

(※)本SPCは、本第三者割当により当社普通株式を取得するものではありません。

- ② 本第三者割当の完了後、株式併合によるスクイーズアウト(以下「本スクイーズアウト」という。)を行い、当社を本SPCの完全子会社とする。本スクイーズアウトの対価(以下「本スクイーズアウト価格」という。)は、1株当たり40.0円(上記割当価格に約41%程度のプレミアムを付与した水準)を想定している。

このように、マーケット・チェックの最終確認を経て、本年6月開催予定の当社臨時株主総会において本件取引の実行につきご承認をいただき、本件取引を実行する場合、当社株券は上場廃止となる見込みです。本スクイーズアウトによる上場廃止予定日は、下記「3 その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項」記載の想定スケジュールのとおり、2026年6月26日(金)となる予定です。

1 上場廃止の原因となる事実の概要及びその経緯

(1) 二期連続債務超過に至る経緯

当社は、2024年12月期において、主にイベントDX事業等の業績、特に米国TEN Holdings, Inc.(以下「TEN」といいます。)の業績低迷が顕著であったことに加え、前事業年度である2023年度のTEN買収時に計上したのれんの全額減損に続き、国内事業でも一部のソフトウェアの減損損失等を計上した結果、純資産の額が約1億2,180万円のマイナス(債務超過)となりました。これを受け、2025年3月31日付け「上場維持基準(流通株式時価総額基準・純資産基準)への適合に向けた計画及び進捗状況」において、2025年12月までに債務超過を解消するための適合に向けた計画を公表いたしました。

2025年12月期においては、2025年5月20日付け、同年8月14日付け及び同年11月14日付け「上場維持基準(純資産基準)への適合に向けた計画に基づく進捗状況」でも公表したとおり、純資産基準の適合に向けた改善期間である2025年12月期の債務超過解消のため財務状況の改善に取り組み、2025年2月には当社グループの財務状況悪化の最大の要因であったTENのNASDAQ上場に伴う資金調達を実施したことで、純資産の額は正に回復いたしました。また、並行してTENの連結除外に向けた施策を進めてまいりました。仮に連結除外が実現した場合でも、TENの連結除外の方法について一定の前提条件を置いた上で会計監査人に相談を行いつつ当社グループの連結純資産が大きく毀損しない見込みであったことから、2025年12月に至るまで、二期連続の債務超過は回避できる可能性は高いと判断し、その旨を定期的に公表してまいりました。

しかしながら、2025年12月に入り、期末決算に向けた会計監査人との事前協議の中で、当社の国内イベントDX事業に係る資産について、多額の減損損失が発生する可能性について指摘を受けました。さらに、連結除外を進めていたTENにおいても、2025年12月に資金調達は実施したものの、2025年12月期末時点での連結除外には至らず、結果的にTENの著しく低迷する業績の取り込みによる連結純資産の毀損に加え、会計監査人より期末時点でTENの保有するソフトウェアについての減損損失の可能性について指摘を受けました。

当社は、二期連続の債務超過を回避すべく、2025年12月期末日までの限られた時間の中で、これら多額の減損損失発生の可能性に備えた純資産増強策として、保有する投資有価証券の売却を実行し、約6億円の純資産を確保いたしました。

2026年に入り、期末決算手続及び会計監査人との本格的な協議を継続する中で、当社は外部コンサルティングによる事業計画策定支援も受けながら、事業計画の妥当性について真摯に説明を続けてまいりました。また、TENにおいても現地の監査人に対し、今後の業績改善計画を説明し、減損損失計上の要否について協議を進めてまいりました。

しかしながら、当社が主張した国内イベント DX 事業における事業計画の妥当性や米国の上場会社 TEN のソフトウェア減損テストにおける公正価値の算定方法について、会計監査人の同意が得られず、会計監査人との最終的な協議の結果、本日公表した「営業外費用、特別損失の計上及びその他有価証券評価差額金の増加並びに業績予想と実績との差異に関するお知らせ」のとおり、2025 年 12 月期において 1,993 百万円の減損損失を計上することとなりました。

これにより、2025 年 12 月末時点での連結純資産額は△△655 百万円となり、二期連続の債務超過による上場廃止基準に抵触するおそれがあります。これに伴い、2025 年 12 月期の連結財務諸表等の注記において「継続企業の前提に関する注記」を記載しております。

株主の皆様には多大なるご迷惑をおかけすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

(2) 金融機関からの借入の状況等について

2025 年 11 月 28 日付け「財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の条件変更に関するお知らせ」で公表したとおり、当社では、アレンジャーを株式会社三菱UFJ銀行、参加金融機関を株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行とするシンジケートローンに基づく借入を含む全取引金融機関との間の借入(以下「本借入」といいます。)について、2026 年 3 月末まで約定弁済を一時的に停止及び残高を維持する合意をいただいております。

その上で、今般、上記「(1) 二期連続債務超過に至る経緯」に記載した経過、及び、下記「2 今後の見通し」で詳述する J-INC との間のスポンサー基本契約締結及びスポンサーの探索を踏まえ、全取引金融機関との間で協議を行い、本借入に係る上記の期限を、2026 年 4 月末まで延長することを合意いたしました。

今後、当社は、この期間を利用し、全取引金融機関と協議を行い、各金融機関に対する借入債務の弁済計画について合意を形成する予定です。

2 今後の見通し

(1) スポンサー選定プロセスについて

ア 当初の検討過程

当社では、2025 年 12 月期に係る当社グループの財務状況及び同事業年度の当社単体の決算に関する会計監査人との協議状況を踏まえ、2025 年 12 月下旬以降、当社の維持発展のために、あらゆる事態に備えた準備の具体策を検討しなければならないこと、とりわけ、2025 年 12 月期が債務超過となった場合、当社の普通株式は上場廃止となるおそれがあることを念頭に、当該具体策の一環として、当社の企業価値向上と株主共同の利益確保の観点から、当社を非公開化することについてもその可能性を排除せず急遽検討を進めることとし、当社のフィナンシャル・アドバイザーとして GIP 株式会社(以下「GIP」といいます。)を起用して、複数の投資ファンドにアプローチを開始しました。

そうしたところ、当初、複数の投資ファンドである第三者より、当社の前代表取締役・現取締役会長である間直見氏と共に、当社株式に対する公開買付けを含む、当社株式及び新株予約権の全て(但し、当社が保有する自己株式及び契約に基づき不応募株主を設ける場合には当該不応募株主が保有する当社株式を除く。)を取得し、当社を完全子会社化するための一連の取引について、検討及び提案することが可能である旨の示唆を受けるに至り、その後実際に、2026 年 1 月 7 日、J-INC より、MBO(マネジメント・バイアウト)を前提とし、当社株式に対する公開買付け及びその後スクイーズアウトを通じた当社の完全子会社化に関心を有している旨の意向表明書を受領しました(以下、当該意向表明書に係る提案を「当初 MBO 提案」といいます。)。なお、当該時点まで並行してご検討をいただいていた他の投資ファンドからは、具体的な書面による提案を受けることはありませんでした。

当初 MBO 提案を受けて以降、当社では、当該提案がマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、当社

又は当社の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が存在するため、当該取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として特別委員会を設置し、当該提案を検討してまいりました。

しかしながら、2026年3月3日、当社は、J-INCより、当初MBO提案後に実施された当社グループに対するデューデリジェンスや当社既存取引金融機関との協議の結果等を踏まえ、当初MBO提案を撤回せざるを得ない旨、他方で、MBOに代わる提案をする意向がある旨の連絡を受けました。このため、当初MBO提案の検討は、2026年3月4日をもって終了しています。当初MBO提案の撤回の理由について、J-INCからは、当社グループに対するデューデリジェンスの結果、J-INCの算定による当社株式価値は足元の市場株価の水準を大きく下回るものと判断したこと、また、当社既存取引金融機関と協議を行ったものの、当社の足元の財務状況に鑑み、LBOローンとしての取組みが困難である旨のフィードバックを受領したためとの説明を受けております。

イ 第三者割当により資本増強等を前提とする提案の受領

J-INCから、当初MBO提案に代わって提示された代替提案（以下「当初資本増強提案」といいます。）は、以下のとおりです。なお、J-INCによる株式の取得及び完全子会社化後の本SPC又は当社に対する再出資を含めて、当社前代表取締役・現取締役会長である間下直見氏その他当社の経営陣の資本的関与は想定されていません。当初資本増強提案について、J-INCからは、本借入の約定弁済を停止している現状を踏まえ、当社の企業価値の毀損を避ける観点から、当社に直接的な資金注入を行い、負担となっている本借入の弁済に充当することで、本借入による負担が将来の事業運営へ及ぼす悪影響を最小限に留め、当社の成長を実現するための強固な財務基盤を迅速に構築する最適な手段であると考えている旨の説明を受けております。

- ① 当社は、J-INCが設立する本SPCに対して本第三者割当を行う。本第三者割当の割当価格（払込金額）は1株当たり38.6円（総額2,000百万円。かかる増資により、J-INCが当社発行済株式総数の66.7%を取得する水準で、本第三者割当の払込金額を設定している。）を想定している。
- ② 本第三者割当による払込資金及び当社の手元現預金を原資として、当社の既存借入の約半額程度の返済を行う。なお、かかる返済後に残存する借入については、円滑な返済が可能となるよう、既存取引金融機関との間で返済計画の一本化等の調整ができることを当初資本増強提案の前提としている。
- ③ 本第三者割当の完了後、本スクイーズアウトを実施し、当社を本SPCの完全子会社とする。本スクイーズアウト価格は、1株当たり50.2円（上記割当価格に30%程度のプレミアムを付与した水準）を想定している。
- ④ 但し、以上の想定は、（ア）今後、当社からTENに対する支払いが発生せず、かつ、（イ）当社グループからTENに対する貸付金（以下「本ICL」という。）が全額返済されることを前提としている。

これを受けて当社では、J-INCから独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）を、J-INCからも独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてGIPを選定及び承認し、必要なアドバイスを求め、当初資本増強提案に関して検討をいたしました。また、当初資本増強提案を実行した場合、①その希薄化率は25%以上となり、いわゆる大規模な第三者割当に該当するとともに支配株主の異動を伴うものであること、②当初資本増強提案における払込金額は、当社の平均的な株価の推移に照らすと、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）で定める払込金額を大きく下回り、いわゆる有利発行に該当する蓋然性が極めて高いこと、③J-INCによる当社の完全子会社化及び当社普通株式の上場廃止が予定されていることから、当社株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保する必要があり、他方で④当社普通株式が二期連続債務超過を理由として上場廃止となることが想定される2026年7月1日までに当初資本増強提案を実行するための時間的猶予が極めて限定的であることから、当初資本増強提案を実行することとなった場合に備え、2026年3月5日付けの取締役会決議において、いずれも当社の独立役員であり、当社の経営陣から一定程度独立した者である西村憲一氏（当社社外取締役）、松山大耕氏（当社社外取締役）、秋元秀仁氏（当社社外取締役（監査等委員））及び小松慶子氏（当社社外取締役（監査等委

員)の4名によって構成される独立委員会を組成し、J-INC に対する第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)の必要性、相当性その他独立委員会が必要と認める事項について意見を答申するよう諮問しました。

ウ 独立委員会の検討の経緯及び本第三者割当の必要性・相当性に関する意見

J-INC の提案では、J-INC は、第三者割当の引受けにより当社の発行済株式総数の 66.7%を取得した上で、株式併合等を用いた本スクイーズアウトを実施して当社を完全子会社化することが前提となっていました(以下、本スクイーズアウトの手段として用いられる株式併合を「本株式併合」といいます。)。そのため、独立委員会は、本第三者割当の必要性・相当性の検討にあたっては、本第三者割当は、最終的には、本株式併合を通じて当社の完全子会社化を目的とする取引の一環であることも踏まえて検討をいたしました。

具体的には、独立委員会は、J-INC から独立したリーガル・アドバイザーとして TMI を、J-INC から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして GIP を承認するとともに、独立委員会独自の J-INC から独立したリーガル・アドバイザーとして岡田・今西・山本法律事務所を、独立委員会独自の J-INC から独立した第三者算定機関としてビヨンドアーチパートナーズ株式会社(以下「BAP」といいます。))を選定し、2026年3月31日までに計15回に亘り検討を行いました。

また、独立委員会は、独立委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、各アドバイザーからの助言を受けながら、当社に対する質問及びこれに対する回答、J-INC に対する質問及びこれに対する回答及び J-INC へのインタビューも経た上で、2026年3月16日、J-INC に対して本払込金額及び本スクイーズアウト価格の引き上げを求める書面を送付し、その価格について交渉を行いました。

これに対し J-INC からは、①本払込金額を対象株式1株当たり 28.4 円、②本スクイーズアウト価格を1株当たり 40.0 円とする提案(以下総称して「再提案価格」といいます。))を受けました。これらの価格の変更の根拠及び経緯について、J-INC は、当初資本増強提案を行った後の状況の推移に鑑みると、当初価格提案において上記④の(ア)(イ)にて前提としていた条件が満たされない(ア)について、当社と TEN との間で締結された契約に基づき、2026年3月から12月にかけて、総額 5.4M 米ドルの支払義務が発生することが確認されたこと、また(イ)について、当初 2026年2月末での回収を目指していた本 ICL(支払利息を含む 4.536 百万米ドル(2026年2月末現在))の返済がなされておらず、TEN の米国証券法に基づく開示書類によれば本 ICL の弁済期限が 2026年6月末へ延期されたことを踏まえて、本 ICL の返済タイミングとその実現可能性が不透明な状況が継続しており、目標としていた 2026年3月末の本件公表までに大きな進捗が期待できない状況にあると判断されたことと判断せざるを得ないこと等を複合的に勘案した結果であるとの説明を受けています。加えて、J-INC からは、再提案価格を前提に本件を進めるとしても、当社の TEN に対する債権と TEN の当社に対する債権を対当額で相殺することを合意の前提としている旨が通告されました。

このような J-INC からの再提案を受け、独立委員会及び当社は、本株式併合による本スクイーズアウトを前提とした、本第三者割当の必要性・相当性を再度検討しました。その結果、当社は独立委員会より、2026年3月31日付で、以下の内容の中間的な答申書を取得しております。

(独立委員会の中間答申書の概要)

1. 中間答申内容

- (1) 本第三者割当を含む資本増強提案は、当社の企業価値の向上に資するものであると考えられ、また、当社株式が上場廃止になることを前提とすれば、株主共同の利益にも配慮したものであると考えられる。
- (2) 当社の状況に鑑みれば、本第三者割当の必要性及び相当性は認められ得ると考えられるため、J-INC との間でスポンサー基本契約を締結し、最終契約締結に向けて本件の検討を進めるべきである。但し、

①本第三者割当が大規模な第三者割当かついわゆる有利発行に該当することを前提として、本第三者割当及び本株式併合について株主総会で株主意思を確認すること、及び、②J-INC の提案条件の妥当性を客観的に担保し、当社の上場廃止に至る経過に透明性を持たせることを目的として、今後も、J-INC との最終契約締結までの間に、J-INC の提案に代わる代替提案を受け付ける期間を設けてこれを公表し、第三者より、法的拘束力のある真摯なより良い提案があった場合には、当該提案を真摯に検討すべきであること、の二点を前提とする。

2. 中間答申の理由（要旨）

- (1) 当社単体の事業自体は着実に成長していると考えられる一方で、当社株券の上場廃止が現実的に迫る中においては、上場廃止の影響による既存事業への悪影響も懸念せざるを得ない。そのような影響を最小限度に抑えるために、資本増強を行い、抜本的に財務体質を改善することは、当社の事業の継続を支持する必要な施策である。また、J-INC が提示する①経営管理体制の高度化（KPIに基づく予実管理の徹底や、迅速な意思決定プロセスの構築）、②経営体制の補強（必要に応じてCXO人材等の招聘・補強を行い、強固かつ安定したチーム組成を支援）及び③事業成長の加速（J-INC グループのネットワークを活用した顧客基盤の拡大や、組織パフォーマンス最大化のための人材・インセンティブ設計の支援）の提案は具体的で、これを実現する強い意思も感じられたことから、当社の企業価値向上に資すると判断される。
- (2) 当社グループをめぐる財務の厳しい状況に鑑みれば、事業継続のための資本性資金を調達し、借入債務圧縮、堅調な事業への積極投資をもって当社の再建を図ることは喫緊の課題であると考えるところ、更なる借入れや他の代替的な資金調達手段は現実的に考え難く、また、ここまで第三者からJ-INC が提示するのと同様以上の提案を受け取ることができなかつたことに鑑みれば、J-INC を相手として本第三者割当を行うべき必要性は認められる。
- (3) 他方、本第三者割当の条件は大幅な希薄化を伴いつ市場株価に対して大幅なディスカウントとなる有利発行を前提とする提案であり、その相当性は慎重な検討が求められるところ、当該ディスカウントの主な要因として、①当社とTEN との間で締結された契約に基づき、2026年3月から12月にかけて、総額5.4M米ドルの支払義務が発生することが確認されたこと、②当社及び当社子会社によるTEN に対する4.536百万ドルの貸付金の返済タイミングとその実現可能性が明確でないこと等、が複合的に影響していることを挙げるJ-INC の説明には、不合理な点は認められない。また、再提案価格は、独立委員会も独自のリーガル・アドバイザーである岡田・今西・山本法律事務所の助言を得ながら主体的に価格交渉を行った結果J-INC 側から提示を受けた価格であること、再提案価格のうち本払込金額は、独立委員会がBAP から得たDCF法（永久成長率法）による当社普通株式の価値算定結果（21円から48円（中央値35円））のレンジ内に相当する金額であるとともに（注）、当社普通株式を取得する対価である本スクイーズアウト価格は当該レンジの中央値を超える金額でありかつ本払込金額に約41%のプレミアムを付した金額であつて、現実的に採り得る選択肢の中で当社株主に対する一定の配慮がなされたものであると評価することができること等に鑑みれば、再提案価格について合理性のない価格であると判断すべき具体的かつ客観的な事情は見つからない。そして、本払込金額は市場株価に対して10%以上のディスカウント率となり、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する方針」に照らし、本第三者割当は、会社法199条3項に定めるJ-INC にとって特に有利な金額による募集株式の発行に該当することは確実であり、したがって株主総会決議に基づき承認及び実行されるべきものである。

これらの事情を総合的に考慮すると、上場廃止が見込まれる当社の状況を踏まえて、①J-INC との最終契約締結までの間に、第三者から法的拘束力のある真摯かつ具体的なより良い提案があればそれを真摯に検討することとし、それを公表すること、②本第三者割当及び本株式併合については、株主意思を確認してこれを進めること（株主総会を経て行うこと）の二点を前提として、本第三者割当はその相当性も肯定され得ると考える。そして、当社株式の上場廃止が迫る中において、株主に対する責任を果たす観点からは、スポンサー基本契約を締結してJ-INC との最終契約締結に向けた検討を進めるべきである。

(注) BAP による価値算定は、当社普通株式を対象に行われており、本第三者割当により発行されることとなる普通株式以外の種類株式については、その内容が未確定であるため価値算定は行っておりません。

エ 独立委員会の意見の前提：株主総会の開催とマーケット・チェック

以上のとおり、独立委員会は、本第三者割当についてその必要性・相当性を認め得ることを前提として、J-INC との最終契約締結に向けた検討を進めるべきとの中間的な意見を提出しており、これを踏まえて慎重に当社取締役会で検討した結果、本日、当社は、J-INC との間でスポンサー基本契約を締結しました。その内容は「(2) J-INC との間でのスポンサー基本契約の内容」をご参照ください。

なお、独立委員会は、①本第三者割当について、有利発行該当性を前提として株主総会で株主意思を確認すること、②J-INC の提案条件の妥当性を客観的に担保し、当社の上場廃止に至る経過に透明性を持たせることを目的として、J-INC の提案に代わる代替提案を受け付ける期間を設けてこれを公表すること、の2点を意見の前提としており、当社取締役会も、①②を確実に実行することが株主の皆様への責任であると考えておりますので、いずれも実施し、適時に必要十分な情報を開示してまいります。

なお、①の臨時株主総会は、本年6月初旬の開催を予定しており、今後準備を進めてまいります。当該臨時株主総会に関するものを含めた今後の想定日程については、「3 その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項」をご参照ください。

(2) J-INC との間でのスポンサー基本契約の内容

当社がJ-INC との間で締結したスポンサー基本契約の概要は以下のとおりです。

(目的)

当社及びJ-INC は、当社が二期連続債務超過となりその株式が上場廃止となることが具体的に見込まれることを前提に、J-INC による資本増強及び経営リソースの提供を受け、当社の企業価値向上を目指すために本基本契約を締結する。

(スキーム)

本契約当事者は、本件取引が以下のとおり実施されることを想定していることを相互に確認する。

(1) 当社とJ-INC は、2026年4月中の法的拘束力ある最終契約締結を目指す。

(2) 当社は2026年6月初旬を目処に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）を開催し、本SPCに対して第三者割当の方法で対象株式を発行し、J-INC は本SPCをして当社の議決権総数の2/3以上を取得させる。

(3) 当社は、本臨時株主総会において、2026年6月末を効力発生の目処として、株式併合によるスクイーズアウト（以下「本株式併合」という。）を行い、端数株式に対しては現金を交付することにより、当社を本SPCの100%子会社とする。

(4) 対象株式の種類は、普通株式以外の種類株式とし、その内容には普通株式を対価とする取得請求権や取得条項は定めないものとするが、具体的な内容については、本最終契約で定める。

(価格)

本第三者割当の払込金額（以下「払込価格」という。）は、1株当たり28.4円として、本最終契約で定める。本株式併合において端数株主に交付されることとなるスクイーズアウト価格は、1株当たり40.0円として、本最終契約で定める。

なお、当該払込価格及びスクイーズアウト価格は、以下の事項の全てが充足されることを条件とする。

(ア) 金融機関からの合意取得：金融機関から合理的な返済スケジュール及びコベナントの許容を含めた正式な合意が得られること

- (イ) 本立替債務の相殺：当社の有する TEN への ICL 債権（4.536M 米ドル。2 月末時点）と、当社から TEN への立替債務（5.4M 米ドル。以下「本立替債務」という。）について、対当額で相殺すること（以下「本相殺」という。）
- (ウ) 上記(イ)の債権債務の差額（約 0.9M 米ドル）に相当する金額の回収：本相殺後においても、TEN 株主との間で別途契約を締結する等により、本相殺後に残存する当社から TEN への立替債務（約 0.9M 米ドル）に相当する金額を実質的に回収するよう努力すること
- (エ) 上記(イ)の債権債務の差額（約 0.9M 米ドル）に対する保証：本相殺後に残存する当社から TEN への立替債務（約 0.9M 米ドル）について、間下直晃氏による別途の担保措置等により、上記(ウ)の措置による当該債務に相当する金額の回収ができなかった場合に、当社から TEN への資金流出を完全に防ぐために、J-INC が合理的に満足する内容にて当社及び間下直晃氏間で合意した書面を締結すること
- (オ) TEN への支払いの即時停止の要請：TEN 及び当社間で 2026 年 3 月 18 日付で締結された「Corporate Support and Funding Agreement」等に基づき 2026 年 3 月末に実施されることが予定されている、当社から TEN への資金支払いが直ちに停止されること

（資金使途）

当社は、本第三者割当が実行された場合、金融機関及び J-INC との合意に従い、本第三者割当により取得した手取金を既存借入の返済に充てるものとする。

（経営支援及びガバナンス）

J-INC（本 SPC 含む）は、本件取引が実行された場合には、当社の企業価値向上のため、あらゆる経営支援を行う。

当社及び J-INC は、本第三者割当及び本株式併合後の経営体制について別途協議の上、最終契約で定めるものとする。

（Fiduciary Out）

当社は、2026 年 3 月 31 日の本件公表後、J-INC との間で本最終契約を締結するまでの間に、法的拘束力のある真摯なより良い条件の第三者からの提案（ファイナンス・アウト条件が付されたものはこれに該当しないものとする。）があった場合、J-INC に対しその旨及び当該提案の内容を書面により通知するものとする。この場合、J-INC が当該通知を受領した日の翌営業日から起算して 3 営業日以内に、当該第三者の提案を上回る条件の提案を当社に対して行わないときは、当社は本契約を解除し、当該第三者と当社の再建に取り組むことができる。

（3）第三者から代替提案があった場合の取扱い

独立委員会は、J-INC の提案条件の妥当性を客観的に担保し、当社の上場廃止に至る経過に透明性を持たせることを目的として、当社が希望する時間軸のなかで、当社の喫緊の課題に直接的に応える具体的な比較案を募集する期間を設け、第三者からの真摯かつ具体的な提案があった場合には、当該提案を真摯に検討すべき旨の意見を述べており、当社としても、今後、J-INC との間で最終契約を締結（2026 年 4 月末～5 月上旬を予定）するまでの間、そのような提案があった場合には、比較案として検討することとします。

具体的には、4 月 21 日（火）15 時 00 分までに、法的拘束力のある真摯な提案があった場合には、当社は、これを代替案として検討することとします。なお、当社株式の上場廃止が間近に控えている時限性に鑑み、いわゆるファイナンス・アウト条件を含む、提案者及び第三者の随意による条件が付された提案は、代替案として評価しないこととします。

当社では、4 月 21 日（火）15 時以降速やかに、遅くとも翌 22 日（水）12 時までに、代替提案の提案状況等について開示する予定です。

3 その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

以上を踏まえた今後の想定スケジュール（いずれも 2026 年）は以下のとおりです。変更が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

日・期間	内容・備考
4月21日（火）15時まで	代替提案提出期限
4月23日（木）	6月8日開催予定の臨時株主総会の基準日（予定）
4月30日（木） ～5月8日（金）	最終契約の公表（予定）
6月8日（月）	臨時株主総会（予定）
6月9日（火）	本第三者割当の払込期日（予定）
6月25日（木）	当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日（予定）
6月26日（金）	当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日（予定）
6月30日（火）	本株式併合の効力発生日（予定）

（参考）最近3年間の連結財政状態及び連結経営成績

決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
連結純資産	746,056千円	23,664千円	△655,581千円
連結総資産	12,329,168千円	10,481,052千円	9,183,062千円
1株当たり連結純資産	25.62円	△5.35円	△60.59円
連結売上高	11,084,673千円	10,463,846千円	9,859,467千円
連結営業損失（△）	△156,098千円	△236,769千円	△2,059,100千円
連結経常損失（△）	△275,470千円	△320,861千円	△2,402,159千円
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	△5,623,183千円	△1,417,278千円	△3,173,672千円
1株当たり連結 当期純損失（△）	△231.68円	△55.73円	△122.64円
1株当たり配当金	—	—	—

（注）2025年12月期の数値は会計監査人の監査意見を得る前の数値です。

以上